

私たちは、未来を切り拓こうとする人々を応援します。

Carving a brighter future.

一般財団法人 柳井正財団  
Yanai Tadashi Foundation

## 柳井正財団海外奨学金について

私たちは、より良い社会を実現するためにはグローバルな知見を持ったリーダーを育成し、彼らがそれぞれの分野で活躍して社会を変えて行くことが重要であると考えています。

柳井正財団海外奨学金は、将来のリーダーとして有望な人材が、経済事情等に関わらず世界トップレベルの教育機会を得られるよう支援し、世界中から集まる優秀な学生とともに学ぶ経験を通してグローバルな視点を養い、リーダーとして活躍できる環境を提供することを目的として、支給するものです。

- ◆ 奨学金の概要 (以下は変更になる場合があります。必ず最新の奨学金概要を当財団ホームページ <http://www.yanaitadashi-foundation.or.jp/> で確認してください。)

### 応募資格・条件案：

- ① 将来、グローバルな知見を持って各分野をリードし、日本社会の発展に貢献し得る資質を持つ者。
- ② 当財団が企画する広報活動、コミュニティ構築等に協力することが出来る者
- ③ 在学期間中を通じて日本国籍を有し、原則として応募時に日本の居住者である者
- ④ 本奨学金プログラムの対象大学に入学できる学力、資質等を備え、原則20歳以下で、2018年9月以降に高校を卒業し、2019年秋の入学を目指す者。
- ⑤ 本奨学金プログラムへの出願時点で、語学試験としてTOEFLまたはIELTS、及び学力試験としてSAT、ACTまたはIBのスコアを保持している者
- ⑥ 国内の他の給付型奨学金を受給していない者。但し、国内外の返済義務のある奨学金、海外の給付型奨学金、奨学金に該当しない用途の支援金等（研究助成金、起業資金、行政による一時交付金等）との併給は可とする
- ⑦ 奨学生を含む世帯構成員が給与所得者である場合は世帯年収が3,000万円未満であること。給与所得以外の所得がある場合は課税所得が2,400万円未満であること（生計を一にする世帯者に給与を支払っている場合は、これを所得に加算する）。給与所得者である場合は2017年分の源泉徴収票および所得（または課税）証明書を、その他の所得がある者である場合は2017年分の所得（または課税）証明書を提出すること。海外赴任により、海外勤務手当等が加算され世帯年収が3,000万円を超えている場合は、勤務先が発行する海外勤務手当等を除き、日本で働いた場合の2017年分の年収証明書等（会社の印鑑が押印されている証明書等）を提出すること。尚、当財団が必要と判断する場合は、その他の書類（確定申告書等）の提出を求めることができる
- ⑧ 対象大学での勉学に支障がない英語力を有する者（目安としてTOEFL iBT最低90点程度）  
(裏面に続く)

## 対象大学：

### 【米国】

(University) 16大学

Brown University, California Institute of Technology, Columbia University, Cornell University, Duke University, Harvard University, Johns Hopkins University, Massachusetts Institute of Technology, Northwestern University, Princeton University, Stanford University, University of California Los Angeles, University of Chicago, University of Michigan, University of Pennsylvania, Yale University

(Liberal arts college) 15大学

Amherst College, Bowdoin College, Carleton College, Claremont McKenna College, Dartmouth College, Davidson College, Haverford College, Harvey Mudd College, Middlebury College, Pomona College, Smith College, Swarthmore College, Wellesley College, Wesleyan University, Williams College

上記以外の大学（米国内の大学に限る）については、上記大学と教育水準が同程度と柳井正財団が判断した場合は、これを認める。上記以外の大学を認めるか否かの結果は、最終面接後に通知する。

募集人員： 20名程度/年間（目安）

### 奨学金の金額・範囲：

#### 【米国】

1名に対し年間70,000USDを上限とし、授業料、教材費、保険料、寮費等、就学のために大学より請求される費用および生活支援金（上限15,000USD）を、奨学金として給付

支給期間： 【米国】大学卒業までの通算4年間

応募受付期間： 2019年1月21日～2月12日  
(Webアプリケーション)

## ◆ 第二期公募の実績

合格人数：18名（男性8名、女性10名）

（国内高校からの応募13名、海外高校からの応募5名）

### 進学予定大学

Brown University, Carleton College, Columbia University, Harvard University, Johns Hopkins University, Middlebury College, Princeton University, Smith College, Swarthmore College, Wesleyan University, Yale University 他

---

## 一般財団法人柳井正財団について

名称： 一般財団法人柳井正財団 / Yanai Tadashi Foundation

設立年月日： 平成27年11月25日

所在地： 東京都港区赤坂9丁目7番1号ミッドタウン・タワー

代表者： 柳井 正

### 事業内容：

1. 経済的な困窮生活、紛争、災害等で生じた難民生活、難病、障がいを伴う生活など社会的に厳しい環境にある人々とその家族に対する経済支援と高等教育や職業訓練の機会提供
2. 前条の社会問題を改善、解消するための学術助成
3. 次世代の社会的リーダーとなりうる資質のある者への海外留学の奨学金提供
4. 日本文化と各国の文化との交流活動及びこの学術研究に対する支援
5. 突発的な災害で生じた被災民への緊急支援
6. その他この財団の目的を達成するために必要な事業